令和2年度 第2回 春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和3年 | 月 | 8日 開催

議題	国民健康保険税の課税限度額の改定について・・・・・・・・・・
議題2	令和3年度における国民健康保険事業の運営について ・・・・・・・ 4
(1)	令和3年度国民健康保険事業費納付金(仮算定)
(2)	新型コロナウイルス感染症の影響等による減収
(3)	税率について

議題| 国民健康保険税の課税限度額の改定について

【課税限度額の引き上げ】

地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の課税限度額を61万円から2万円引き上げ、63万円とし、介護納付金課税額の課税限度額を16万円から1万円引き上げ、17万円とする。 (令和3年4月1日施行)

地方税法施行令と春日井市国民健康保険税条例の比較表

(単位:万円)

	地方税法施行令				春日井市国民健康保険税条例			
	基礎	支援金	介護	合計	基礎	支援金	介護	合計
令和元年度	61	19	16	96	58	19	16	93
令和2年度	63	19	17	99	61	19	16	96
令和3年度	63	19	17	99	63	19	17	99

施行令改正の翌年度に市条例を改正

※参考 地方稅法(抜粋) (昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)
(国民健康保険稅)

第七百三条の四

- 五 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。
- 十一 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して<u>政令で</u> 定める金額を超えることができない。
- 十九 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平 を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
- 二十七 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

【参考】税制改正に伴う、その他の見直し

(1)個人所得税(基礎控除等)の改正に伴う保険税軽減基準の見直し

平成30年度税制改正において、個人所得税課税の見直しが行われた。働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入のみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げることとなった。地方税に係る控除は、令和3年分から適用される。

【保険税軽減判定基準額に係る見直し】

保険税軽減を判定する際に使用する保険税軽減判定基準額に影響し、当人の 担税力に変化がない場合でも保険税軽減措置に該当しなくなることがある。この不 利益が生じないよう軽減判定基準の見直しを行う。

(令和3年4月1日施行)

<現行>

7割軽減基準:基礎控除額(33万円)

5割軽減基準:基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数

2割軽減基準:基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数

<改正後>

7割軽減基準:基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-I)×I0万円

5割軽減基準:基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-I)×I0万円

+28.5万円×被保険者数

2割軽減基準:基礎控除額(43万円)+(給与所得者等の数-I)×I0万円

+52万円×被保険者数

【基礎控除額改正による、その他の影響】

- ・フリーランス(農業・自営業)の場合、基礎控除額が10万円引き上げられることから、国保税算定の基となる所得額が減少し、国保税が減額となる。
- ・給与・年金所得世帯の場合、基礎控除額が10万円引き上げられるが、給与所得 控除等が10万円減少するため、所得額の増減がなく、国保税額は変わらない。

(2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除に係る見直し

令和2年度税制改正において、低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置が新設された。地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、低未利用土地を譲渡した場合の譲渡所得を控除するというもの。

個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間において、都市計画区域内にある一定の低未利用土地等を500万円以下で売った場合には、その年の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円を控除することができる。その譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、その譲渡所得の金額が控除額になる。

※低未利用土地とは、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称

【国保税算定における控除額の見直し】

この特別控除を国保税算定の基となる所得額にも適用されるよう見直しを行う。 (令和3年4月1日施行)

議題2 令和3年度における国民健康保険事業の運営について

(1)令和3年度国民健康保険事業費納付金

令和3年度納付金 76億1,524万0,498円 (被保険者1人当たり 132,929円)

令和2年度納付金 78億2,234万1,082円 (被保険者1人当たり 134,437円)

平成28年度納付金 | 人当たり | 26,839円 令和3年度納付金 | 人当たり | 32,929円 平成28年度 → 令和3年度 平均伸び率 0.94%

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響等による減収

新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の令和2年中所得の減少が予想される。また、平成30年度税制改正により保険税算定上の所得が減少することによる減収もあり、令和3年度の国保特別会計の収入減少は約3.5億円を見込んでおり、収支差は約1.5億円の赤字となることを予想している。この赤字分については、現在保有する基金を活用して補填することとする。

令和2年度末の基金残高予測 約15.1億円

(3)税率について

国民健康保険税については、3年間で資産割を廃止する改定を令和元年度に 行った。令和3年度は改定3年目となり、資産割は廃止となる。

	区	分	令和元年度	現行	令和3年度以降
基礎課税額	応	所得割	5.37%	5.64%	5.90%
	能	資産割	10.00%	5.00%	廃止
	尨	均等割	24,500 円	24,500 円	24,500 円
	益	平等割	22,000 円	22,000 円	22,000円
後 期	応	所得割	1.87%	1.94%	2.00%
金分等課税額後期高齢者支援	能	資産割	3.33%	1.66%	廃止
課者支	応	均等割	9,900 円	9,900 円	9,900 円
額援	益	平等割	9,000 円	9,000 円	9,000円
介	応	所得割	1.30%	1.40%	1.50%
介護納付金課税額	能	資産割	3.33%	1.66%	廃止
金課税	応	均等割	9,700 円	9,700 円	9,700円
額	益	平等割	6,000円	6,000 円	6,000円
	応	所得割	8.54%	8.98%	9.40%
合計	能	資産割	16.66%	8.32%	廃止
	尨	均等割	44,100 円	44,100円	44,100円
	益	平等割	37,000 円	37,000 円	37,000円

令和3年度の税率 税率は上記のとおりとする